

松阪市上下水道等営業関連業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）はこの約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、松阪市上下水道等営業関連業務委託仕様書、発注公告及び質問書とその回答の内容（以下「仕様書等」という。）に従い、松阪市契約規則（平成17年1月1日規則第64号）及び関係法令を順守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は仕様書等に記載の業務を契約書記載の契約期間中履行し、甲は、その委託料を支払うものとする。

(法令上の責任等)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たり、業務に従事する作業員等（以下「作業員等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を順守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 乙は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上及び法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

3 甲は、作業員等から当該契約に係る労働条件等について申し出を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができるものとする。

(業務の内容)

第3条 甲が委託する業務（以下「委託業務」という。）は、仕様書等に規定する業務並びにこれに付帯するものとする。

(委託料の決定)

第4条 委託料は、入札価格（税抜き）に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切り捨て）とする。

2 前項の方法により算出した委託料を60等分した金額（その金額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨て、これら端数の合計額を営業開始月分に加える。）を営業開始月からの月額委託料とし、別紙「委託料内訳書」のとおり定める。

(委託料の支払)

第5条 乙は、毎月10日までに委託料内訳書に定める前月分の月額委託料を、甲の定める手続きに従い甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する請求を受けたときは、乙の履行を確認し、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず第14条又は第16条の規定による委託料の変更又は第14条第2項の規定による甲が負担する必要な費用が生じた場合における支払い方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の保証)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。但し、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項に規定する保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の10分の1以上としなければならない。ただし、乙が次の場合においては委託料の10分の3以上としなければならない。

(1) 契約金額5億円以上の者

(2) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る)

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合においては、保証の額が変更後の委託料の10分の1(第2項ただし書きに該当する場合には、委託料の10分の3とする。)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求できる。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第8条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（業務責任者）

第9条 乙は、この契約締結時に委託業務について一切の管理を行う責任者（以下「委託業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。委託業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 委託業務責任者は、甲又は甲が定めた監督員と緊密な連絡を取り、業務の実施及び業務に従事する作業員等に関するすべての事項を行うものとする。

（業務計画書）

第10条 乙は、この契約締結後5日以内に仕様書等に基づいて、計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

（監督員）

第11条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち次に掲げる権限を有する。
 - (1) 業務を適正に行うための乙又は乙の委託業務責任者に対する業務に関する指示
 - (2) 仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する乙又は乙の委託業務責任者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

（委託業務の実施報告等）

第12条 乙は、仕様書等の規定に従い、定期に委託業務の実施状況に係る報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、前項に規定するほか、乙の委託業務の実施状況を確認するため、随時に乙に対して報告を求めることができる。

3 乙は、甲より前項の規定による報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。

(帳簿等の検査)

第13条 甲は、乙の業務に関する帳簿、書類その他の物件について、定期に検査を行うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、随時に検査を行うことができる。

(仕書等の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定による履行期間若しくは委託料の変更又は甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第15条 乙は、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により仕様書等に規定する期限までに業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付した書面を提出することにより、期限の延長を求めることができる。この場合において延長期限は甲乙協議して定める。

(経済事情の激変等による委託料の変更)

第16条 この契約の履行期間中に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不相当であると認められたときは、実情を調査し、甲乙協議の上委託料を変更することができる。

(危険負担)

第17条 乙は、委託業務全体の管理及び委託業務従事者の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 乙は、委託業務において生じた事故等に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において

処理しなければならない。但し、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、この限りではない。

- 3 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第18条 乙の責めに帰すべき事由により、仕様書等に規定する期限までに業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、別紙「委託料内訳書」の当該年度の月額委託料の合計額につき、遅延日数に応じて、当該契約締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰する理由により第5条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、当該請求額の未受領金額につき、遅延日数に応じて、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第19条 業務の履行に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修復による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 甲は、第1項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、乙に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、前項の催促をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が

履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

5 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の催告による解除権）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、この契約の期限内に契約を履行しないとき。

(2) 契約履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) 第7条第2項の規定に違反し、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供したとき。

(3) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。

(4) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期

間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 契約を履行するにあたって必要な資格がないとき。

(9) この契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。

(10) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申出たとき。

(11) 乙が次の各号のいずれかに該当するものとして、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ア 乙又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及び支配人をいう。以下この項において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 乙又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

オ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

カ 乙又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 乙が、松阪市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。また、乙が、松阪市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ケ 乙が、松阪市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（甲の任意解除権）

第22条 甲は業務が完了するまでの間は、前2条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第20条各号又は第21条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙が第6条第2項第1号及び第2号の場合においては、委託料の10分の3に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな

なければならない。

- (1) 第20条及び第21条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第25条 甲は、乙がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規

定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第26条 乙は、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 本契約に関し、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、乙は甲の請求に基づき、前項に規定する委託料の10分の2に相当する額に加え、委託料の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が甲に対して入札に関する談合行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。

(2) 前条各号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であると判示されているとき。

(3) 前条各号に該当する内容で「松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領」により、指名（入札参加資格）停止を受け、指名（入札参加資格）停止措置期間満了後10か年を経過していないとき。

(4) 市の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6第2項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、乙が市の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

3 前2項の規定は、甲の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の催告による解除権)

第27条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第14条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(解除に伴う乙の賠償請求)

第29条 乙は、前2条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第27条又は第28条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第27条又は第28条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償金等の徴収)

第31条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで当該契約の締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から、遅延日数につき、当該契約の締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴えの管轄は、津地方裁判所とする。

(事務引継ぎ)

第33条 乙は、この契約の期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに業務に関する一切の事務を甲が指定する者へ委託業務に支障が生じないように、引き継がなければならない。

(秘密の保持)

第34条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

2 前項の規定は、乙の会社分割、営業譲渡等による事業の承継が行われる場合においては、委託業務処理上の情報を引き継ぐすべての者に適用する。

3 甲は、委託業務の処理上知り得た乙の営業上の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第35条 乙は、この契約を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）、同条例施行規則及び別記1「個人情報取扱特記事項」を順守し、安全確保の措置を講じ、個人情報の保護に努めなければならない。

(松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する措置等)

第36条 乙は、別記2「松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書」を順守しなければならない。

(補則)

第37条 この契約について甲と乙との間に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、委託者（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講じることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

(1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を市長に報告すること。

(3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた乙が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は市長への報告を怠った旨を公表する。

年 度	金 額	うち消費税等
令和5年度	円	円
令和6年度	円	円
令和7年度	円	円
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円

月 分	金 額	うち消費税等
令和5年10月分	円	円
令和5年11月分	円	円
令和5年12月分	円	円
令和6年1月分	円	円
令和6年2月分	円	円
令和6年3月分	円	円
令和6年4月分	円	円
令和6年5月分	円	円
令和6年6月分	円	円
令和6年7月分	円	円
令和6年8月分	円	円
令和6年9月分	円	円
令和6年10月分	円	円
令和6年11月分	円	円
令和6年12月分	円	円
令和7年1月分	円	円
令和7年2月分	円	円
令和7年3月分	円	円
令和7年4月分	円	円
令和7年5月分	円	円
令和7年6月分	円	円
令和7年7月分	円	円
令和7年8月分	円	円
令和7年9月分	円	円
令和7年10月分	円	円
令和7年11月分	円	円
令和7年12月分	円	円
令和8年1月分	円	円
令和8年2月分	円	円
令和8年3月分	円	円

月 分	金 額	うち消費税等
令和8年4月分	円	円
令和8年5月分	円	円
令和8年6月分	円	円
令和8年7月分	円	円
令和8年8月分	円	円
令和8年9月分	円	円
令和8年10月分	円	円
令和8年11月分	円	円
令和8年12月分	円	円
令和9年1月分	円	円
令和9年2月分	円	円
令和9年3月分	円	円
令和9年4月分	円	円
令和9年5月分	円	円
令和9年6月分	円	円
令和9年7月分	円	円
令和9年8月分	円	円
令和9年9月分	円	円
令和9年10月分	円	円
令和9年11月分	円	円
令和9年12月分	円	円
令和10年1月分	円	円
令和10年2月分	円	円
令和10年3月分	円	円
令和10年4月分	円	円
令和10年5月分	円	円
令和10年6月分	円	円
令和10年7月分	円	円
令和10年8月分	円	円
令和10年9月分	円	円